

## 宇部市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の敷地の有効活用を促進し、もって住環境の改善や地域の活性化を図るため、新たな住宅の建設や跡地の活用につながる空き家の解体事業に係る宇部市空家等跡地活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「空家等」 市内に所在し、年間を通して居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物で、2分の1以上が居住の用に供されていたものをいう。

(2)「不良住宅」 空家等であって、次の全てに該当するものをいう。

イ 主たる構造が木造又は軽量鉄骨造の建築物であるもの。

ロ 別表に定める基準において、判定区分「空き家の不良度」の評点の合計が100点以上であるもの。

(3)「所有者等」 次のいずれかに該当する個人をいう。

イ 空き家の所有権を有する者又はその相続人

ロ 空き家の敷地の所有権を有する者又はその相続人（ただし、空き家の所有者全員の同意等を得たものに限る。）

ハ 空き家又はその敷地の財産管理人

(4)「解体業者」 建築業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の解体工事業の登録を受けている者で、かつ市内に本店、支店、営業所、事業所等を有するものをいう。

(5)「居住誘導区域」 宇部市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 所在地が居住誘導区域内にあること。

(2) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

(3) 個人が所有する建築物であること。

(4) 不良住宅であること。

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項に規定する勧告に係る特定空家等でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 空き家の所有者等であること。
- (2) 空き家の所有者等とその敷地の所有者等とが異なる場合は、当該敷地の所有者全員から空き家の解体について同意を得ていること。または、当該空き家の所有者全員から空き家の解体について同意を得ていること。
- (3) 宇部市税の滞納がないこと。
- (4) この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が解体業者に依頼して行う次に掲げる事業とする。

- (1) 空き家の跡地を5年以上継続して地域活性化のために活用するため、空き家を解体する工事(以下「地域活性化事業」という。)
- (2) 住宅を新築(年度内に事業者が新築するものに限る。)するための敷地に存する空き家を解体する工事(以下「住宅新築事業」という。)

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、立木の伐採(隣地、隣接する道路、隣接する河川又は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている立木の伐採を除く。)及び家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係るものを除く。

(補助金の額)

第7条 補助対象額は、木造建築物については32,000円/m<sup>2</sup>、軽量鉄骨造の建築物については46,000円/m<sup>2</sup>を限度とする。

- 2 補助金の額は、地域活性化事業については、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし500,000円を限度とする。また、住宅新築事業については補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額とし300,000円を限度とする
- 3 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、宇部市空き家等跡地活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る見積書及び明細書の写し
- (2) 空き家の位置図(付近見取図)
- (3) 空き家の外観写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関又正面入口を含むものであること。)

- (4) 空き家及びその敷地の登記事項証明書（未登記の建物にあっては、固定資産課税台帳の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類）
- (5) 補助対象空き家及び敷地の所有者が異なる場合は、承諾書（様式第2号）
- (6) 市税の滞納がないことを示す証明書
- (7) 解体業者の事業所（本店、支店又は営業所）が市内にあることの書類（登記簿又は法人所在証明の写し）
- (8) 新築する住宅の建築場所及び引渡時期が確認できる書類の写し（住宅新築事業に限る）
- (9) 自治会等との覚書等の書類（地域活性化事業に限る）
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その結果を宇部市空家等跡地活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）または宇部市空家等跡地活用促進事業補助金不交付（交付取消し）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定を行うときに、必要な条件を付すことができる。

（事業の着手）

第10条 補助対象事業の着手は、前条第1項による補助金交付決定通知書受領後に行わなければならない。

（事業の内容の変更）

第11条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事業変更申請書（様式第5号）を市長に申請しなければならない。

（補助金の交付額の変更の通知）

第12条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付変更通知書（様式第6号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第13条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、宇部市空家等跡地活用促進事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (2) 補助対象事業に係る解体業者の請負代金請求書の写し及び領収書の写し

(3) 事業完了後の写真（補助対象事業を行う前の写真と比較可能なもの）

(4) 新築した住宅の登記事項証明書の写し（住宅新築事業に限る）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市空家等跡地活用促進事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに宇部市空家等跡地活用促進事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求のあった日から30日以内に補助事業者に当該請求のあった額を交付するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者が、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、または虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部を返還させることができる。

（遵守義務）

第19条 補助金の交付を申請した者は、市長が補助金の交付申請に係る事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力しなければならない。

2 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届けなければならない。

3 申請者は、関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。